平成２９年（フ）第１０１号
釧路市幸町14丁目２番地の11
債務者　高橋久美子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４４号
青森県十和田市大字奥瀬字栃久保11番地253
債務者　岩木　博文
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１５１号
盛岡市北飯岡２丁目19番１号　サニーフラット２　102号、旧住所盛岡市手代森14地割16番地262
債務者　渡辺　涼太
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６６号
盛岡市東緑が丘25番12号
債務者　四本　兼次
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４９０号
さいたま市浦和区東岸町12番12号　イーストハイム202
債務者　岩月　佑介
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
さいたま市桜区大字下大久保636番地12　榎本コーポⅠ　203号室
債務者　木谷　　浩
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５３８号
埼玉県朝霞市幸町２丁目14番23号　Ｍｏｔｈｅｒ　Ｌｅａｆ　朝霞302
債務者　岡　真由美
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７５１号
さいたま市見沼区東大宮５丁目30番地14　パルティール503
債務者　久保田和正
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
埼玉県越谷市大字大道743番地　レオパレスＲｉｖｅｒＬａｎｄ105、旧住所千葉県野田市桜台187番地の３　レオパレスプランフルール桜台113
債務者　川崎　隆利
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
埼玉県吉川市大字吉川561番地２、旧住所埼玉県三郷市三郷１丁目19番地３　第一堀切コーポ３号室
債務者　青山　ロサリンダ　タギノタ
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
埼玉県吉川市吉川団地４番15号505
債務者　山中　真理
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
埼玉県川越市大字砂843番地４（サンハイツニシハラＢ一103号室）
債務者　三上　盛治
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１１号
埼玉県川越市大字砂843番地４（サンハイツニシハラＢ一103号室）
債務者　三上　満子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３３９号
埼玉県川越市霞ケ関東４丁目11番地１（秋芳コーポ102号室）
債務者　永倉　　登
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３４号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷822番地３
債務者　伊藤　寿一
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１６６号
埼玉県深谷市黒田502番地　ハピネス関根102
債務者　島貫　祐一
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８２号
埼玉県深谷市町田277番地34
債務者　下田　　綾（旧姓鈴木・江原）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部